

◎倉敷管弦楽団規約・同施行細則の解釈及び運用の目安（第5次改訂版）

令和7年1月6日
団員総会申し合わせ

【規約】

（名称）

第1条 本楽団は、倉敷管弦楽団と称する。

【解釈・運用】

本楽団の名称は、「倉敷管弦楽団」とします。

.....

＜細則＞

（趣旨）

第1条 この細則は、倉敷管弦楽団規約（以下「規約」という。）の施行について必要な事項を定める。

【解釈・運用】

規約に定める事項のより細かいルールや手続等については、細則で規定します。

.....

【規約】

（事務所）

第2条 本楽団は、事務所を倉敷市玉島阿賀崎1212番地に置く。

【解釈・運用】

本楽団の事務所は、倉敷市玉島阿賀崎1212番地（菊池酒造株式会社内）に置くこととします。

.....

【規約】

（目的）

第3条 本楽団は、演奏を通じて団員相互の親睦と演奏技術の向上を図り、同時に演奏活動を通じて地域社会の文化の向上に寄与することを目的とする。

【解釈・運用】

本楽団の活動の目的を定めており、本楽団の諸活動の基本となるものです。

.....

【規約】

（団員）

第4条 本楽団は、第3条に定める目的に賛同し、次に掲げる条件を満たす者を団員とする。

- （1）定例の練習及び本楽団が主催又は参加する演奏会等（以下「演奏会」という。）に参加できること。
- （2）演奏会に参加できる演奏技術を有すること又はその習得に努めることを誓約できること。
- （3）入団を希望し、及びこれを承認されること。

2 本楽団は、前項に定める者のほか、主に本楽団の運営に携わる者を団員とすることができる。

【解釈・運用】

団員は、この条文に定める条件を満たす必要があります。

本楽団が主催又は参加する演奏会等とは、本楽団が主催する定期演奏会や依頼を受けて参加する演奏会、本楽団の演奏が行われるイベント等を想定しています。

本楽団は、安定的な活動を担保するため団員の確保を最優先とすることとし、弦楽器については入団希望者を幅広く受け入れることとします。ただし、本楽団の活動への参加について技術的に不安のある者については、適切なレッスンの受講を入団の条件とします。また、管楽器及び打楽器については基本的にソロ楽器であることから相応の技術を有することを入団の条件とし、入団の可否については慎重に見極めることとします。

また、本楽団は、主に楽団の運営に携わる者についても団員とすることができます。

主に楽団の運営に携わる者とは、本楽団での活動の主たる目的を楽団運営への参画とする者のことですが、その従たる目的である演奏活動への参加を禁止するものではありません。

主に楽団の運営に携わる者の基本的な権利及び義務については、他の団員と同様とします。ただし、その取扱いに一定の差異を設けることが合理的であるものについては、違いが生じることがあり得ることから、個別の事案ごとに判断します。

主に楽団の運営に携わる者は、その趣旨に鑑み、基本的に時間と場所にとらわれず楽団運営に参画するものとしますが、楽団からの連絡に対しては、常識の範囲内で速やかに応答することが求められるものとします。

主に楽団の運営に携わる者は、年間公演数の1/2（小数点第1位以下は切り捨て）以内の公演に係る演奏活動に参加できるものとし、そのときの参加形態は他の団員と同様とします。

主に楽団の運営に携わる者の属するパートの名称を「マネジメント」とし、このパートにおけるパートマネージャーの役割は団長が担うこととします。ただし、主に楽団の運営に携わる者が演奏活動に参加するときは、一時的に主に楽団の運営に携わる者の演奏楽器パートにも属するものとします。

【規約】

（団員の責務）

第5条 団員は、音楽活動の推進者としての自覚を持ち、本楽団の活動に積極的に参加協力しなければならない。

【解釈・運用】

団員は、それぞれ可能な範囲でこの責務を果たしていく必要があります。また、団員は、演奏会に出演しない場合でも、演奏会当日に都合がつかない場合を除き、原則として演奏会の運営業務に従事するものとします。

【規約】

（入団）

第6条 入団希望者は、次に掲げる手続を経なければならない。

- （1）団長に対し入団を申し込む。
- （2）必要に応じて演奏技術の審査を受ける。
- （3）団長に対し入団を届け出る。

<細則>

（入団）

第2条 規約第6条第1号の申込みは、任意の方法で行うことができるものとする。

- 2 団長は、入団の申込みがあったときは、その内容を入団希望者の希望するパートのパートマネージャーに伝達するものとする。
- 3 パートマネージャーは、前項の伝達があったときは、入団希望者の入団の意思を確認するとともに、練習への参加を呼びかけるものとする。
- 4 パートマネージャーは、入団希望者が本楽団にふさわしいと判断したときは、団長にその正式な入団を提案するものとする。
- 5 団長は、前項の提案があったときは、役員会において入団の可否を協議するものとする。
- 6 規約第6条第2号の審査は、団長が指名した者で行うものとする。
- 7 規約第6条第3号の届出は、第5項の協議において入団が承認された後にパートマネージャーを経由して行うものとする。
- 8 団長は、入団希望者が正式に入団したときは、その旨を全団員に報告するものとする。
- 9 団長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入団希望者の申込みを拒むことができる。

(1) パートの定員を著しく超えるとき。

(2) 入団希望者が練習及び本楽団が主催又は参加する演奏会等（以下「演奏会」という。）に参加することが困難と認められるとき。

(3) 入団希望者の演奏技術が本楽団に著しく不相当と認められるとき。

第2条の2 前条の規定は、主に本楽団の運営に携わる者を団員とする場合について準用する。この場合において、前条第2項及び第4項は適用せず、同条第3項中「パートマネージャー」とあるのは「団長」と、「前項の伝達」とあるのは「入団の申込み」と、「練習」とあるのは「運営業務」と読み替え、同条第5項中「前項の提案があったとき」とあるのは「入団希望者が本楽団にふさわしいと判断したとき」と読み替え、同条第7項中「入団が承認された後にパートマネージャーを経由して行うものとする。」とあるのは「入団が承認された後に行うものとする。」と読み替えるものとする。

【解釈・運用】

入団の申込みについては、電子メール、手紙、電話など任意の方法で行うことができるものとします。

入団の申込みがあったときは、細則第2条第2項から第6項に定める手続をとることとします（主に本楽団の運営に携わる者を団員とするときは、これらを準用します。）。

入団希望者は、入団が承認された後に、別に定める入団届によりパートマネージャーを通じて団長に対して入団を届け出ることとします（主に本楽団の運営に携わる者については、直接、団長に入団届を提出します。）。また、入団届の記載事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届によりパートマネージャーを通じて団長に届け出ることとします（主に本楽団の運営に携わる者については、直接、団長に変更届を提出します。）。

演奏技術の審査内容は、関係役員で協議しその都度決定することとします。なお、審査を行う者については、団長、インスペクター、コンサートマスター及び入団希望者の希望するパートのパートマネージャー等が考えられます。

パートの定員については、本楽団の演奏者を安定的に確保する観点から柔軟かつ弾力的に設定することとし、入団希望者を可能な限り受け入れるものとします。

【規約】

（休団）

第7条 団員は、正当な理由により一定期間本楽団の活動に参加することが不可能となり、その場合においても引き続き団員の資格を保有することを希望するときは、申出により休団することができる。

＜細則＞

（休団）

第3条 休団を希望する団員は、パートマネージャーを経由して団長にその旨を申し出なければならない。

【解釈・運用】

休団の正当な理由としては、出産、育児、介護、転勤及び業務繁忙等社会通念上休団することがやむを得ないと認められるものが想定されます。

休団中の団員の権利及び義務については、基本的に通常の活動時と同じとします。

休団の申出については、別に定める休団届を提出することにより行います。また、休団届の記載事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届によりパートマネージャーを通じて団長に届け出ることとします。

【規約】

（退団）

第8条 団員は、申出により退団することができる。

2 団長は、正当な理由なく長期間本楽団の活動に参加しない団員について、役員会での協議を経てこれを退団したものみなすことができる。

＜細則＞

(退団)

第4条 退団を希望する団員は、パートマネージャーを経由して団長にその旨を申し出なければならない。

- 2 前項の規定は、主に本楽団の運営に携わる者について準用する。この場合において、前項中「パートマネージャーを経由して団長に」とあるのは「団長に」と読み替えるものとする。

【解釈・運用】

団員は、申出によりいつでも退団することができます。

退団の申出については、別に定める退団届をパートマネージャーを通じて団長に提出することにより行います（主に本楽団の運営に携わる者については、直接、団長に退団届を提出します。）。なお、事情により退団届の提出が困難な場合は、電子メール等により当該団員の退団の意思が確認できれば、退団届の提出は不要とします。

長期間本楽団の活動に参加しない正当な理由としては、出産、育児、介護、転勤及び業務繁忙等社会通念上本楽団の活動に参加できないことがやむを得ないと認められるものが想定されますが、これらに該当する場合は休団することが望ましいものとします。

正当な理由に基づかないで、長期間（楽団側から連絡してから概ね1年程度）本楽団の活動に参加していない団員がいる場合、又は、同程度の期間本楽団からの連絡に対して応答のない団員がいる場合は、役員会での協議を経て当該団員は退団したものとみなされることがあります。

団員は、本楽団の活動への参加の有無について適切に楽団に連絡することが求められます。

【規約】

(除名)

第8条の2 団長は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、団員総会の議決を経てこれを除名することができる。

(1) 本楽団の名誉を毀損し、又は本楽団の目的に反する行為をしたとき

(2) 本楽団の団員としての義務を怠り、その他団員としてふさわしくない行為をしたとき

- 2 前項各号の規定により団員を除名しようとするときは、除名の議決を行う団員総会において、当該団員に弁明の機会を与えなければならない。

【解釈・運用】

規約第8号の2第1項各号に規定する行為（以下「不適切行為」という。）は個別具体的に認定され、該当する団員は団員総会の議決を経て除名されます。

除名の手続は次のとおり行われるものとします。

① 役員又は団員による不適切行為と思われる行為の認知及び役員会への通報（団員の身分に関する重要な事項であるため、匿名による通報は受け付けないこととします。また通報は、電子メール等記録に残る形式で行われることが望ましいものとします。）

② 役員会における当該行為についての協議（必要に応じて関係者から事情を聴取します。）

③ 役員会で不適切行為と認定された場合は団員総会に付議

④ 団員総会における当該行為についての審議（団員の身分に関する重要な事項であるため、不適切行為を行ったとされる団員に弁明の機会を付与しなければなりません。）

⑥ 団員総会で除名の議決がなされた場合は当該団員を除名

団員は、除名されるようなことのないよう日頃から節度ある行動が求められます。

【規約】

(役員)

第9条 本楽団の運営は、団員が共同して行うことを原則とするが、その円滑な実施を図るため本楽団に次の役員を置く。

(1) 団長

(2) インспекター

- (3) コンサートマスター
- (4) マネージャー
- (5) ライブラリアン
- (6) パートマネージャー
- (7) 監事
- (8) その他の役員

- 2 役員は、本楽団の運営に関する実施機関とし、団員及び団員以外の有識者の中から選任されるものとする。
- 3 役員は、必要に応じてその職務を補佐する者を置くことができる。
- 4 役員は、他の役員を兼務することができる。ただし、監事についてはこの限りでない。

＜細則＞

(役員の所掌業務等)

第5条 役員の所掌業務及び定数は、次のとおりとする。

役員	所掌業務	定数
団長	本楽団を代表し、団務を統括する。	1名
インスペクター	本楽団の諸活動の企画及び実施を統括する。	1名
コンサートマスター	本楽団の演奏を統括する。	若干名
マネージャー	本楽団の運営に関する実務を処理する。	若干名
ライブラリアン	本楽団の楽譜の整備及び管理を行う。	若干名
パートマネージャー	パートの庶務を処理する。	各パート1名
監事	本楽団の会計及び役員の業務執行の状況等を監査する。	2名
その他の役員	特命事項を処理する。	若干名

【解釈・運用】

本楽団の運営は団員が共同して行うことを原則としますが、円滑に、また効率的・効果的に実施するために役員を置くこととします。

役員の名称は規約第9条第1項のとおりとし、「その他の役員」以外の役員は必ず置かれるものとします。また、名称を変更する場合には規約改正が必要です。ただし、「その他の役員」については、柔軟な運営体制の構築を目指して適宜置かれるものですので、選任の都度団員総会において名称及び所掌業務を定めることとします。

役員は、必要に応じてその職務を補佐する者を置くことができます。この「補佐する者」とはあくまで当該役員の補助者であり、役員ではありません。

役員は、他の役員を兼ねることができます。ただし、監事については、本楽団の会計や役員の業務執行状況を監査するという職責から他の役員を兼ねることが不適切であるため、兼務はできないこととします。

.....

【規約】

(任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

【解釈・運用】

役員の再任回数についての制限はありません。

.....

＜細則＞

(役員及び選曲委員の解任)

第6条 役員及び選曲委員が次の各号のいずれかに該当するときは、団員総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員及び選曲委員としてふさわしくない行為があったとき。

【解釈・運用】

団員総会で役員及び選曲委員としてふさわしくないと判断された場合は、当該役員及び選曲委員は解任されます。

職務上の義務違反やふさわしくない行為については、これらを指摘する者が具体的に立証する必要があります。

.....

【規約】

(団員総会)

第11条 本楽団に団員総会を置く。

2 団員総会は、本楽団の意思決定に関する最高機関とし、全団員でこれを構成する。

3 団員総会は、年1回以上団長が招集する。ただし、全団員の3分の1以上の数の団員から会議に付議すべき事項を示して団員総会の招集を請求されたときは、団長はこれを招集しなければならない。

4 団員総会においては、次に掲げる事項を審議し議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 役員及び選曲委員の任免

(3) 予算及び決算

(4) 年間活動計画

(5) 団員の除名

(6) その他本楽団に関する重要事項

<細則>

(議長の選出等)

第7条 団長は、団員総会を招集したときは、出席団員の中から議長の選出を行う。

2 議長は1名とし、団員総会の議事を進行する。

(議決)

第8条 団員総会の議事は、出席団員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

【解釈・運用】

規約第11条第3項の招集の請求については、請求する団員の代表者が、全団員の3分の1以上の団員の署名及び会議に付議すべき事項を書面にして団長に申し出ることで行うこととします。また、団長は、請求から概ね1月以内を目途に速やかに団員総会を招集することとします。

規約第11条第4項第6号の「その他本楽団に関する重要事項」とは、団員の身分に関する事項や本楽団の存続に関する事項を想定していますが、団員が重要と考える事項であれば、これに該当すると考えられます。

細則第7条第1項の議長の選出ですが、実施機関である役員が意思決定の最高機関である団員総会の議長を務めることはチェックアンドバランスの観点からあまり適切とは言えません。したがって、本楽団の団員総会の議長は、役員以外の団員から会議の都度選出することとします。

.....

【規約】

(役員会)

第12条 本楽団に役員会を置く。

2 役員会は、本楽団の諸活動に関する協議機関とし、第9条第1項に定める役員でこれを構成する。

3 役員会は、団長が招集する。ただし、役員から会議に付議すべき事項を示して役員会の招集を請求されたときは、団長は役員会を招集しなければならない。

4 役員会においては、次に掲げる事項を協議し決定する。

(1) 演奏会での演奏曲目等

(2) 団員総会付議事項

(3) 入団希望者の入団の承認

(4) 正当な理由なく長期間本楽団の活動に参加しない団員の取扱い

(5) その他本楽団の諸活動に関する必要事項

【解釈・運用】

役員は役員会での協議結果を基にそれぞれの職務を行うこととします。

規約第12条第4項第5号の「その他本楽団の諸活動に関する必要事項」とは、団員総会での審議事項以外の日常的な団の諸活動に関する必要事項を想定しています。団長以下役員は、本楽団及び団員の利益を第一に考え、何事も役員会での協議を経て実施していくことが求められます。

【規約】

(選曲委員会)

第13条 本楽団に選曲委員会を置く。

2 選曲委員会は、演奏会での演奏曲目案等に関する選定機関とし、団員総会において選出された選曲委員でこれを構成する。

3 選曲委員会は、選曲委員の互選により選出された委員長が招集する。

4 選曲委員会においては、次に掲げる事項を選定し役員会に提案する。

(1) 本楽団の演奏技術を勘案した演奏曲目案等

(2) 本楽団の演奏履歴を勘案した演奏曲目案等

(3) 演奏者の確保が可能な演奏曲目案等

(4) その他本楽団の演奏に必要な観点から検討した演奏曲目案等

5 役員会は、選曲委員会の選定した事項を最大限に尊重して演奏会での演奏曲目等を決定しなければならない。

【解釈・運用】

選曲委員の選出にあたっては、音楽に関する知識・経験を十分に有していると考えられる団員をパート間のバランスを勘案して選曲委員候補とした上で、団員総会での承認を得る必要があります。

選曲委員会の委員長は委員の互選により選出され、選曲委員会を招集し議事を進行します。

規約第13条第4項各号の「演奏曲目案等」には、演奏曲目案の他、指揮者及びソリストの候補も含まれます。また、同項第4号の「その他本楽団の演奏に必要な観点から検討した演奏曲目案等」とは、団員の演奏意欲を高めるとともに演奏会の来場者に喜んでいただけるような演奏曲目案等で団の財政状況を考慮したものを想定しています。

演奏会での演奏曲目等は役員会で決定されますが、その決定にあたっては、選曲委員会で専門的見地から議論された事項を最大限に尊重しなければなりません。

また、選曲委員については、本楽団の演奏曲目案等の提案をその任務としており、役員のような本楽団の運営上の執行権限を有していないことから任期を定める必要性は少ないと考えますが、その業務の実施状況について団員から審査を受けるという意味で、団員総会において改選されるものとします。

【規約】

(経費)

第14条 本楽団の運営に必要な経費は、団員会費、事業収入、寄附金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

【解釈・運用】

団員会費（略して団費）については、現在のところ徴収を行っていません。

(定期演奏会のチケットノルマについては、事業収入に分類します。)

【規約】

(会計年度)

第15条 本楽団の会計年度は、12月1日から11月30日までとする。

【解釈・運用】

団長以下の役員は、例年1月に開催されている団員総会での会計報告に向けて、会計年度終了後速やかに収支決算額を確定させるとともに、関係資料を整え監事の監査を受ける必要があります。あわせて次の会計年度の事業計画及び収支予算案を作成し、団員総会での審議に向けた準備を行うものとします。

【規約】

(その他)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、団長が別に定める。

【解釈・運用】

本楽団はこの規約に基づき運営されますが、より細かいルールが必要な場合は規約施行細則や個別の規程を別に定めることとします。

<細則>

(団員名簿)

第9条 団長は、本楽団に在籍する団員の名簿を作成するものとする。

【解釈・運用】

本楽団の団員の把握を適切に行うため、団員名簿を作成することとします。

作成にあたっては、個人情報の保護に努めるとともに、団員の入・退団にあわせて適宜修正を行う等、タイムリーな団員の把握が行えるよう努めるものとします。

<細則>

(チケット)

第10条 団員は、演奏会のチケットを積極的に販売しなければならない。

- 2 演奏会に参加する団員は、原則としてチケットノルマ（以下「ノルマ」という。）を負担するものとする。
- 3 ノルマの数量及び金額等は、演奏会の都度定める。
- 4 団員は、ノルマに係るチケットは返券できないものとする。
- 5 演奏会に参加する団員は、ノルマ以上のチケットの販売に努めるものとする。
- 6 演奏会に参加しない団員及び休団中の団員は、チケットの販売に協力するものとする。
- 7 チケットの種類は原則として一般券、学生券及び招待券とし、学生券は小学生から大学生までを対象とするものとする。

【解釈・運用】

ノルマ以上のチケットの販売と演奏会に参加しない団員及び休団中の団員のチケット販売については、実効性の観点から努力義務とします。

<細則>

(客演指揮者等)

第11条 団長は、演奏会の指揮及び練習の指導を団員以外の者に依頼することができる。

【解釈・運用】

本楽団の演奏会の指揮や練習の指導を団員以外の指揮者や指導者に依頼できるよう根拠規定を置くものです。

なお、ソリストについては、選曲により当然招聘しなければならないことが自明であるため、選曲の一部と考えることとし、招聘に関する規定は特に設けないこととします。

演奏会等における指揮者の候補は選曲委員会で選定され、役員会で決定されます。

<細則>

(エキストラ)

第12条 団長は、本楽団の演奏活動を補助させるため、エキストラを招聘することができる。

2 前項に定める招聘に係る費用については、次のとおりとする。ただし、団長が特に止むを得ないと認めるときはこの限りでない。

費用	区分	金額
出演謝礼	社会人	演奏会当日 15,000円
		事前の練習1回につき 1,000円
	学生	演奏会当日 10,000円
		事前の練習1回につき 1,000円
交通費	倉敷市、岡山市、玉野市、総社市及び早島町	1回につき 1,000円
	上記以外の場所	1回につきJR又は井原鉄道運賃相当額
宿泊費		実費

3 団長は、本楽団の責めに帰すべき事由によりエキストラの招聘を取りやめたときは、前項に規定する金額の範囲内で、当該エキストラに対し費用を支出することができる。

【解釈・運用】

特殊な楽器の演奏者や、余人をもって代え難い演奏者をエキストラとして招聘する場合で規定どおりの謝礼では不足がある等特別な事情があるときは、役員会で協議の上、招聘に係る費用を別に定めることとします。

また、演奏会を中止したり演奏曲目を変更したりするなど本楽団の都合でエキストラの招聘を取りやめたときは、ここで定める金額の範囲内で当該エキストラに対し費用を支出することができます。(けがや病気などエキストラの都合で招聘を取りやめたときは、費用の支出は行いません。)

なお、細則に規定する金額は源泉徴収後にエキストラが受け取る金額とし、本楽団において源泉徴収を行う際に所定の調整を行うこととします。

＜細則＞

(日本アマチュアオーケストラ連盟への協力)

第13条 本楽団は社団法人日本アマチュアオーケストラ連盟(以下「JAO」という。)に対し、次に掲げる協力を行う。

(1) JAO総会又は運営協議会への出席

(2) JAOフェスティバル(年1回各地持ち回りの演奏会)への参加

2 本楽団は、前項各号に掲げる協力を推進するため、団員に対し次の補助を行うものとする。

区分	金額
JAO総会又は運営協議会出席者	参加費、交通費及び宿泊費

【解釈・運用】

JAO総会又は運営協議会への出席の有無及び出席者については、役員会で協議の上、決定することとします。

JAO総会又は運営協議会には役員等1名を派遣することを原則としますが、やむを得ない事情により複数の役員等を派遣するときは、役員会で協議の上、複数の役員等への補助を行います。

参加費の補助は実費額とし、これに懇親会費が含まれるときは、懇親会費相当額を除きます。

交通費の補助は実費額とし、宿泊費の補助は1泊の上限を5,000円とします。

楽団の財政状況に鑑み、出席者や補助額に係る例外の運用は慎重に行うこととします。

JAOフェスティバルへの参加に関する対応については、団長が参加を希望する団員の中から代表者を選び、参加者の取りまとめ及び参加申込み等の事務を依頼することがあります。